

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和8年度)

様式

作成日 2026/7/9

最終更新日 2026/7/9

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2026/6/1
国立大学法人名		国立大学法人浜松医科大学
法人の長の氏名		渡邊 裕司
問い合わせ先		企画評価課 TEL:053-435-2895 e-mail:hyouka@hama-med.ac.jp
URL		https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/governancecode.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	第93回経営協議会（令和8年6月24日）において、ガバナンス・コードの適合状況について説明及び意見聴取を行いました。経営協議会からは当該適合状況について特段の意見は無く、適切に実施されていることが確認されました。
監事による確認	更新あり	本報告書における監事からの意見は以下のとおりです。 【意見】 全ての原則について、学内規程の整備や適正な情報の公表等、適切に実施していることを確認した。
その他の方法による確認		特になし。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		本法人は、建学の理念^{*1}並びに目的及び使命^{*2}を踏まえ、教育、研究、医療及び社会連携・地域貢献活動の一層の充実により、地域社会や国内外の諸課題の解決に取り組むため、「教育」、「研究」、「医療」、「社会連携・地域連携」、「業務運営」に区分した将来ビジョンを策定しています。これを見現化するための目標及び戦略として中期目標・中期計画を位置づけています。さらに、将来ビジョン及び中期目標・中期計画を実現するための道筋（ロードマップ）を示し、本学発行の統合報告書に記載しています。詳細は、以下のとおりです。 < 将来ビジョン等に関する情報：浜松医科大学統合報告書 > https://www.hama-med.ac.jp/about-us/publication/zaimu.html < 中期目標・中期計画等に関する情報 > https://www.hama-med.ac.jp/about-us/mid-term-goal/index.html ^{*1}建学の理念 第1に優れた臨床医と独創性に富む研究者を養成し、第2に独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進し、第3に患者第一主義の診療を実践して地域医療の中核的役割を果たし、以て人類の健康と福祉に貢献する。 ^{*2}目的及び使命 浜松医科大学は、医学・看護学の教育及び研究の機関として、最新の理論並びに応用を教授研究し、高度の知識・技術及び豊かな人間性と医の倫理を身に付けた優れた臨床医・看護専門職並びに医学研究者・看護学研究者を養成することを目的とし、医学及び看護学の進展に寄与し、地域医学・医療の中核的役割を果たし、以て人類の健康増進並びに福祉に貢献することを使命とする。
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		本法人では、目標・戦略である中期目標・中期計画について、学長・理事等を構成員とする総合企画会議において、進捗状況の管理とともに、達成度の検証を行っています。また、目標達成に向けた取組内容や進捗状況等について、「業務の実績に関する報告書」や「統合報告書」としてまとめ、公表しています。詳細は、以下のとおりです。 < 国立大学法人評価に関する情報 > https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/eval-info/daigakuhyouka.html < 浜松医科大学統合報告書に関する情報 > https://www.hama-med.ac.jp/about-us/publication/zaimu.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る 各組織等の権限と責任の体制	更新あり	経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任体制については、以下のとおり定めるとともに、それぞれについて関連規則等について公表しています。 ○学長については、「国立大学法人浜松医科大学組織規則（以下「組織規則」といいます。）」第5条において、「校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する」と規定しています。 ○理事については、「組織規則」第9条において、「学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う」と規定しています。また、「国立大学法人浜松医科大学理事職務分担細則」において分掌を定めています。 ○副学長については、「組織規則」第11条第2項において、「学長の命を受けた業務を掌理する」と規定しています。現在、病院担当、教育・技術分野担当、情報・広報担当、研究担当、共創・イノベーション担当及びダイバーシティ・社会貢献担当の6名の副学長を学長が任命し、それぞれの担当における責任者として教学運営にあたっています。 ○学長特別補佐については、「組織規則」第11条の2第2項において、「学長を補佐し、その命を受けた事項に係る業務を処理する」と規定しています。 そのほか、本法人の運営に関する重要事項を審議する組織として役員会（「組織規則」第13条）、本法人の経営に関する重要事項を審議する組織として経営協議会（同第14条）、本法人の教育研究に関する重要事項を審議する組織として教育研究評議会（同第15条）をそれぞれ設置することや関連規則にそれぞれの組織、審議事項等を定めています。詳細は以下のとおりです。 <国立大学法人ガバナンス・コードに関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/governancecode.html <浜松医科大学統合報告書に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/publication/zaimu.html
補充原則 1－3⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成 の実現、性別・国際性・障が いの有無等の観点でのダイ バシティの確保等を含めた 総合的な人事方針		令和3年3月19日に、本法人の建学の理念を理解し、その実現に向けて貢献しうる多様な人材の確保を図るため、本法人における人事の基本方針を定めました。この方針において「教職員の適切な年齢構成の実現に努める。」ことや「性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティを考慮した多様な人材を求める。」ことなどを明記しています。詳細は、以下のとおりです。 <人事基本方針に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/jinji.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画は、中期目標・中期計画中に「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」として作成しています。詳細は、以下のとおりです。 <中期目標・中期計画等に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/mid-term-goal/index.html
補充原則 1－3⑥（4）及び 補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等 （法人の活動状況や資金の使用状況等）		本法人の一会計年度における全ての活動状況については、客観的な数値により財務状況、運営状況、キャッシュ・フロー等を示した「財務諸表等」及び大学、附属病院ごとに財務データに関連する事業内容等を示した「事業報告書」を公表しています。また、財務状況とともに、教育研究の重点的な取組や成果等を示した「統合報告書」を作成し、公表しています。詳細は、以下のとおりです。 <財務諸表等に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/financialinfo/financial.html <浜松医科大学統合報告書に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/publication/zaimu.html
補充原則 1－4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針		法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針として、令和 3 年 3 月 19 日に、「求める人材」、「選考方法」、「人事管理」、「人材育成」、「人事評価」等について定めた「国立大学法人浜松医科大学における人事の基本方針」を制定しました。詳細は、以下のとおりです。 <人事基本方針に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/jinji.html なお、当該人事の基本方針に基づき事務職員については、「求められる事務系職員像」、「事務系職員の採用」等について定めた「浜松医科大学事務系職員の人事に関する基本的な考え方（令和 5 年 10 月 10 日）」を制定しています。
原則 2－1－3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		ビジョンを実現するため、理事については、学内外から、副学長については、学内から適材適所に配置し、学長の業務執行のサポート体制を整備しており、人事の基本方針等に基づき、中長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保に取り組んでいます。また、非常勤の理事については、産業界や法曹界からの人材を配置しています。 理事や副学長等の責任・権限等を明確にしたものは、「国立大学法人浜松医科大学理事及び副学長等の職務分掌について」として以下に公表しています。 <国立大学法人ガバナンス・コードに関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/governancecode.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 2-2-1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		当法人は、運営方針会議を設置していない法人のため、当該原則に該当しません。
原則 2-3-1 役員会の議事録		役員会については、「国立大学法人浜松医科大学役員会規則」第 3 条により、「中期目標・中期計画」、「予算・決算」、「組織の設置」など重要事項を審議しており、適時適切な開催、審議を行っています。なお、役員会議事録は、以下の「会議報告」に公表しています。 <役員会、経営協議会、教育研究評議会に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/org-info/committee/index.html
原則 2-4-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		「国立大学法人浜松医科大学における人事の基本方針」において、求める人材として「性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティを考慮した多様な人材」と定めており、理事については、「国立大学法人浜松医科大学理事選考任期基準」第 2 条第 4 項では、「学長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に国立大学法人浜松医科大学の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。」と外部の経験を有する人材の登用を定めています。 なお、外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況がわかるよう、現役員の選任理由や経歴を以下に公表しています。 <役員に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/officer/index.html <人事基本方針に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/jinji.html
補充原則 3-1-1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		経営協議会の外部委員に係る選考方針については、「国立大学法人浜松医科大学経営協議会規則」第 2 条第 1 項第 3 号に「本法人の役員又は職員以外のもので大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうち、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの」と規定しています。 外部委員が役割を果たすために法定事項以外の法人運営に関する事項についても議題を設定し、経営協議会委員のこれまでの経験を生かした意見をいただける工夫を行っています。詳細については、経営協議会の「会議報告」や「外部委員からの意見、取組事例」により、以下に公表しています。 <役員会、経営協議会、教育研究評議会に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/org-info/committee/index.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		学長選考・監察会議では、令和 6 年 3 月に「国立大学法人浜松医科大学長の選考基準」及び「国立大学法人浜松医科大学長選考規程」を改正し、建学の理念を踏まえ、教育、研究、診療等を通じて社会の要請に応えるとともに、個性と魅力のある大学づくりに邁進するために学長に求められる資質・能力を定めました。これらに基づき、同会議の権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くした上で適正に学長の選考を行っており、学長選考に係る選考結果、選考過程、理由等は、以下により公表しています。 <学長選考・監察会議に関する情報> http://www.hama-med.ac.jp/about-us/gakutyosenko.html
補充原則 3-3-1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		学長の再任の可否及び上限設定の有無については、学長選考・監察会議の権限と責任の下で審議し、旧規則の再任 3 年は、当時の静岡大学との新法人設立・大学再編の合意書に基づく達成に向け、その継続性の観点から現学長も選考対象の一人となるよう門戸を広げるため 特別に措置したものである等の意見を踏まえ、「国立大学法人浜松医科大学長選考規程」第 9 条第 1 項において「学長の任期は、6 年とし、再任されない。」と規定し、改正理由を記載した議事要旨と併せて以下に公表しています。詳細は、以下のとおりです。 <学長選考・監察会議に関する情報> http://www.hama-med.ac.jp/about-us/gakutyosenko.html
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		法人の長の解任を申し出るための手続きについては、「国立大学法人浜松医科大学長の解任手続に関する規程」において学長選考・監察会議の議決による文部科学大臣への申し出や解任の審査請求の基準などを定めています。詳細は、以下のとおりです。 <学長選考・監察会議に関する情報> http://www.hama-med.ac.jp/about-us/gakutyosenko.html
補充原則 3-3-3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		法人の長の業務執行状況の確認については「国立大学法人浜松医科大学長選考規程」第 9 条第 2 項において「学長の業務執行状況について、毎年定期的に確認するとともに、学長の任期が3年を満了する時点において、中間評価を行うものとする。」と規定しており、学長選考・監察会議において、学長の業務執行が適切に行われていることを毎年度定期的に確認し、結果を会議の議事要録にて公表しています。また、中間評価については学長の就任 4 年目に、学長からのヒアリングも実施して就任後 3 年間の執行状況の総合的な確認を行い、確認結果を公表しています。詳細は、以下のとおりです。 <学長選考・監察会議に関する情報> http://www.hama-med.ac.jp/about-us/gakutyosenko.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の 選任方法・選任理由		学長選考・監察会議の委員は、経営協議会及び教育研究評議会において審議し、適切な人材を選任しており、経営協議会からの選任にあたっては、学長選考・監察会議の審議の継続性、委員の持つ知見・経験等を考慮の上、互選により選出しています。また、教育研究評議会からの選任にあたっては、大学運営に大きく携わるステークホルダーとなる教授及び准教授で構成される会議が推薦する教授又は特任教授（教授及び准教授で構成される会議の構成員に限る。）を５名連記無記名投票において、得票数が１位から５位までの者を選出しています（国立大学法人浜松医科大学教育研究評議会細則第１条第２項第１号となる者）。詳細は、以下のとおりです。 <国立大学法人浜松医科大学学長選考・監察会議委員名簿> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/mt_files/fdceadfc669ed2765e59ead80605e363.pdf
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		本法人は、現在、大学総括理事を置いていません。
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	内部統制の仕組み及び運用体制については、「国立大学法人浜松医科大学内部統制システムの整備及び運用に関する規則」を定め、学長を内部統制最高責任者とし学内の指揮監督体制を明確にするなど内部統制システムの整備及び運用体制を構築しています。また、令和５年３月に内部統制システムの見直しを行い、内部統制担当役員等を複数配置し、内部統制統括管理責任者を新設することで内部統制の整理・強化を図っています。詳細は、以下のとおりです。 <国立大学法人浜松医科大学内部統制システムの整備及び運用に関する規則に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/be6a74eae6f495d782b2ffdbf7f90a7b.pdf <内部統制とコンプライアンスに関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/compliance.html なお、内部統制委員会を兼ねている役員会で定期的に内部統制に係る報告を行っており、適切に対応していることを確認しております。令和７年度は、第２４７回役員会で行っており、以下により公表しています。 <役員会、経営協議会、教育研究評議会に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/org-info/committee/index.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則4－1 法人経営、教育・研究・社会 貢献活動に係る様々な情報を わかりやすく公表する工夫		法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報について、ホームページにて分野ごとに整理し、以下に公表しています。 〈財務諸表等に関する情報〉 https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/financialinfo/financial.html 〈企業等からの資金提供状況に関する情報〉 https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/shikinteikyo.html 〈教育目標、教員数、入学、学生に関する情報〉 https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/education/eduinfo/index.html 〈本学の研究者と研究に関する情報〉 https://www.hama-med.ac.jp/research/researchers/index.html 〈自治体、企業、他大学等との連携による社会貢献活動に関する情報〉 https://www.hama-med.ac.jp/about-us/syakaikouken.html 〈災害支援活動に関する情報〉 https://www.hama-med.ac.jp/about-us/reconstruction-sprt/index.html 加えて、浜松医科大学公式YouTubeチャンネルを開設して、本法人の情報を動画によりわかりやすく伝える工夫を行っています。 〈浜松医科大学公式YouTubeチャンネルに関する情報〉 https://www.youtube.com/@Hamamatsu_univ_med さらに学長メッセージや財務情報を交え教育・研究・医療・社会貢献活動等の将来ビジョンに対する進捗状況等をまとめた統合報告書を作成し関係者に配布するとともに、以下に公表しています。 <浜松医科大学統合報告書に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/publication/zaimu.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本法人の諸活動や情報公開についてはホームページのカテゴリごとに掲載するだけでなく、ホームページを閲覧した方が多様な目的に応じて適切なページが表示されるようなバナーを設置するなど工夫をしています。 この他、以下のように対象に応じて広報誌を作成し、配布を行うとともに、ホームページに公表しています。 ・大学の概要を理解していただけるよう建学の理念や教育目標、各種データなど本法人における基本的な情報を「概要」に掲載しています。 <大学概要に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/publication/gaiyou.html ・関係者のみなさまに学長メッセージや財務情報を交え教育・研究・医療・社会貢献活動等の将来ビジョンの進捗状況等をまとめた統合報告書を作成しています。 <浜松医科大学統合報告書に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/publication/zaimu.html ・保護者、卒業生を主な対象として広報誌「NEWSLETTER」を年 2 回作成しています。講座紹介・学会活動・卒業生の進路状況など、保護者や卒業生が関心を持つ内容を中心に掲載しています。 <NEWSLETTERに関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/publication/newsletter/index.html ・学生を主な対象として、学事予定やポータルサイトを通じて必要な情報を提供しています。 <教育に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/education/index.html ・地域医療機関を対象として広報誌「はんだ山の風」を年 4 回作成し、診療従事者や症例の紹介、外来診療日の案内などを掲載しています。 <附属病院広報誌『はんだ山の風』に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/hos/about-us/journal/handayamanokaze/index.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報については、学生が大学で身に付けることができる能力をディプロマポリシー等において示すとともに、その根拠や満足度を把握するため各種アンケート等で調査し、各種評価書等にまとめています。また、学生の進路状況については、学生から情報収集を行っています。詳細は、以下のとおりです。 ○学生が大学で身に付けることができる能力 < 医学部医学科ディプロマポリシー、医学科卒業時コンピテンシーに関する情報 > https://www.hama-med.ac.jp/education/fac-med/d-policy.html < 医学部看護学科ディプロマポリシーに関する情報 > https://www.hama-med.ac.jp/education/fac-nurs/d-policy.html < 大学院医学系研究科博士課程（医学専攻）ディプロマポリシーに関する情報 > https://www.hama-med.ac.jp/education/doctoral/policy.html < 大学院医学系研究科博士前期課程（看護学専攻）ディプロマポリシーに関する情報 > https://www.hama-med.ac.jp/education/masters/policy.html < 大学院医学系研究科博士後期課程（看護学専攻）ディプロマポリシーに関する情報 > https://www.hama-med.ac.jp/education/doc-nurs/purpose_policy.html < 大学院医学系研究科博士後期課程（光医工学共同専攻）ディプロマポリシーに関する情報 > http://www.cmp.shizuoka.ac.jp/outline/policy/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		○学生が大学で身に付けることができる能力の根拠及び満足度 <国立大学法人評価に関する情報〔学部・研究科等の現況調査表（教育）分析項目Ⅱ教育成果の状況〕に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/eval-info/daigakuhyouka.html <大学機関別認証評価〔自己評価書 基準6 学習成果〕に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/eval-info/ninsyou.html <コンピテンシー（学修到達目標）に関する自己評価アンケート調査結果報告書（医学科）（抜粋）に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/education/fac-med/d-policy.html <コンピテンシー（学修到達目標）に関する自己評価アンケート調査結果報告書（看護学科）（抜粋）に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/education/fac-nurs/d-policy.html ○学生の進路状況 令和8年の国家試験の合格率は、以下のとおり良好な状況にあります。 医師国家試験：95.8% 看護師国家試験：100% 保健師国家試験：95.0% 助産師国家試験：100% 令和7年以前の国家試験の状況や卒業（修了）後の進路は、以下に掲載しています。 <国家試験・卒業後進路に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/education/after-graduation/index.html
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報は、以下に公表しています。 <情報公開> http://www.hama-med.ac.jp/about-us/disclosure-info/index.html ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報は、以下に掲載されている浜松医科大学医学部附属病院長候補者選考基準に記載されており、公表しています。 <病院長候補者選考会議に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/hos/about-us/byointyosenko.html ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報は、以下の「委員名簿及び委員の選定理由」に記載されており、公表しています。 <医療安全監査委員会に関する情報> https://www.hama-med.ac.jp/hos/about-us/iryouannzennkansha.html